○中部地方整備局告示第百二十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年十月一日

中部地方整備局長　富田　英治

名称　国営木曽三川公園

位置　三重県桑名市長島町西川及び長島町新所

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年十月一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年十月十七日

○沖縄総合事務局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県赤下郡国頭村字佐手前川から同郡同村字佐手前川まで	後前	二一メートル 二一メートル	四六・〇キロメートル 四六・三キロメートル	
沖縄県国頭郡恩納村字恩納赤間から同郡同村字恩納宏幸まで	後前	二一メートル 二一メートル	九六・〇キロメートル 九六・二キロメートル	
沖縄県国頭郡国頭村字佐手前川から同郡同村字佐手前川まで	後前	二一メートル 二一メートル	五六・〇キロメートル 五六・一キロメートル	〃
沖縄県国頭郡国頭村字佐手前川から同郡同村字佐手前川まで	後前	二一メートル 二一メートル	九六・〇キロメートル 九六・二キロメートル	〃